

「公布日基準」への影響懸念も、公布日は令和6年3月30日に

詳報 R6 外形標準課税改正

周知のとおり、令和6年度税制改正では外形標準課税が見直され、「減資への対応」「100%子法人等への対応」が図られている。改正事項の中には、駆け込みによる外形標準課税逃れ防止策として「公布日」を基準とするものがあるが、今年は3月31日が日曜日であったため、公布日が4月1日とされた場合の影響が懸念されていたところ（本誌1011号参照）、結果的には、3月28日に改正法案が成立し、3月30日の官報（号外）により公布された。

今回の外形標準課税の改正は、公布日による影響にとどまらず、附則による読み替え、経過措置の適用の有無など、詳細な検討が必要になる部分が多い。

本特集では、改正地方税法に基づき、外形標準課税の改正の内容について詳報する。

➡ 駆け込みでの減資を想定し、経過措置で対応

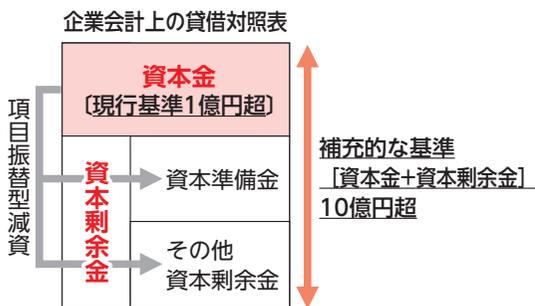
主に資本金を1億円以下に減資する手法により外形標準課税の適用対象法人数が大幅に減少していることは長年問題視されてきたが、令和6年度税制改正では、「減資への対応」として、適用対象法人の範囲について、現行基準（資本金1億円超）は維持しつつ、補充的な基準が追加されることになった。具体的には、当分の間、その適用事業年度のの前

事業年度に外形標準課税の対象法人であって、適用事業年度に資本金が1億円以下で、かつ、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える法人は、外形標準課税の対象とされた（地法附則8の3の3）（図1参照）。

この改正は、令和7年4月1日に施行され、同日以後に開始する事業年度から適用される。

また、駆け込みでの減資による外形課税逃れを防止するため、適用初年度については経過措置が設けられている（R6改正地法附則7②）（図2参照）。具体的には、上記「前事業年度に外形標準課税法人であったかどうか」との要件について、「前事業年度」という部分を「公布の日を含む事業年度の前事業年度から適用初年度の前事業年度までのいずれかの事業年度」とし、そのいずれかの事業年度において外形標準課税法人であったかどうかにより外形標準課税の適用の有無を判断する

【図1】 減資への対応



（出典：総務省「地方税法等の一部を改正する法律案の概要」に基づき作成）